

議案第 31 号

米原市水防協議会条例の一部を改正する条例について

米原市水防協議会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 8 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

条例に引用する法律の条項の変更ならびに米原市水防協議会の委員の定数および構成を変更するため、この案を提出するものである。

## 米原市水防協議会条例の一部を改正する条例

米原市水防協議会条例（平成 17 年米原市条例第 161 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 33 条」を「第 34 条」に改める。

第 2 条第 1 項中「委員 16 人」を「委員 10 人以内」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 水防関係団体の代表者
- (3) 学識経験者

### 付 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

米原市水防協議会条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>(設置) 第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第34条第1項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、米原市水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>(組織) 第2条 協議会は、会長1人、<u>委員10人以内</u>をもって組織する。</p> <p>2 略</p> <p><u>3 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。</u></p> <p>(1) <u>関係行政機関の職員</u></p> <p>(2) <u>水防関係団体の代表者</u></p> <p>(3) <u>学識経験者</u></p>	<p>(設置) 第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第33条第1項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、米原市水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>(組織) 第2条 協議会は、会長1人、<u>委員16人</u>をもって組織する。</p> <p>2 略</p> <p><u>3 委員は、水防関係団体の代表者、学識経験者および市職員のうちから会長が委嘱する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法律の改正による引用条項の条ずれ</li> <li>・ 委員の定数の変更</li> <li>・ 委員の構成の変更</li> </ul>